

## 第6章 進行管理

### I. 計画を推進し、地域福祉を進めるために

#### 1. 地域・市町村との協働、地域福祉の理念、取組の普及・啓発

##### ○ 地域福祉の主役はあくまで地域住民

地域福祉の主役は地域住民です。本計画は、地域住民の自主的な地域づくり、地域福祉活動を尊重し、広域的、専門的な見地から、地域活動を推進する市町村を支援するための計画です。

県は、常に、地域や市町村の実情に目を配り、協働意識を持って、各種施策に取り組んでまいります。

##### ○ 地域の意見を計画の推進に反映させる推進組織

本計画は、地域福祉の担い手、市町村職員、当事者等、さまざまな県民の意見を伺い、地域の実態を踏まえ、策定しました。

計画の推進に当たっても、県民意見を吸い上げ、より実行性のある計画にするため、県民各層から構成される推進組織を中心に、本計画を着実に進めます。

##### ○ 各種の推進施策、計画の積極的な広報、普及

地域づくり、地域福祉の活動は、意義深い活動ですが、その内容や意義が、住民に十分に伝わっていない事も指摘されています。

県では、本計画の推進に当たっては、地域、市町村と協力し、様々な媒体を使って広報、普及活動を図り、地域福祉活動の大切さを県民に広める努力をしてまいります。

#### 2. PDCAサイクルによる進行管理

##### ○ 毎年度ごとの進行管理を行い、結果を公表

計画は策定して終わりではなく、計画期間が終了するまで、着実に継続的に進行管理を行うことが重要です。

また、掲載されている施策は、県が、地域福祉活動を支援するために実施する、対外的な約束であり、実行に努める義務があります。

そこで、毎年度ごとに、各事業の進行管理を実施し、その結果を公表すること、併せて改善点を明らかにして、次年度の施策に活かすことで、PDCAサイクル<sup>1</sup>による着実な実行に努めます。

<sup>1</sup>PDCAサイクル：(78頁の脚注参照)